

＊北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告示

○一般廃棄物処理施設の設置等に係る許可申請の概要等	(廃棄物対策課)	一五一
○産業廃棄物処理施設の設置等に係る許可申請の概要等	(廃棄物対策課)	一五一
○海岸保全区域の指定の一部改正	(農村整備課)	一五一
○家畜伝染病の発生	(酪農畜産課)	一五一
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	一五三
○公共測量の実施の通知(二件)	(建設部総務課)	一五三
○山村振興法による市町村道の代行工事の開始	(道路計画課)	一五三
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始	(道路計画課)	一五三
○公有水面の埋立ての免許の出願	(河川課)	一五三
○海岸保全区域の指定の一部改正	(砂防災害課)	一五四
○都市計画事業の認可	(都市環境課)	一五五
○宅地建物取引業法による職問の実施	(建築指導課)	一五五
公表		
○知事表彰の受賞者	(人事課)	一五五
公告		
○公募型プロポーザルの実施	(政策室参事)	一五六
○公募型プロポーザルの実施	(構造改革推進室)	一五七
○公募型プロポーザルの実施	(情報政策課)	一五八
○北海道地価調査に係る基準地の価格等	(土地水対策課)	一五九
支庁告示		
○平成十四年度種馬鈴しよ集荷販売業者の登録		一五九
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		一五九
道立北方建築総合研究所告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		一五九
道教育庁実習船管理局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一六〇

告示

北海道告示第1505号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設設置許可申請書があった。

なお、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(以下「申請書」という。)の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達也

1 申請の概要

(1) 申請年月日
平成14年8月23日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名(申請者の住所又は氏名)
東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番3号

野村興産株式会社 代表取締役社長 兼丸 敬

(3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
帯広市留辺蘂町字富士見217番地1

(4) 一般廃棄物処理施設の種別
ごみ処理施設(焼却施設)

(5) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種別
使用済み廃乾電池

2 法第8条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間
ア 北海道網走支庁地域政策部環境生活課

午前9時から午後5時15分まで

イ 留辺蘂町住民課

午前9時から午後5時まで

(2) 縦覧の期間
平成14年9月20日から10月21日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 意見書の提出

意見書の提出

(1) この一般廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに一般廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種別を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事(郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道網走支

庁地域政策部環境生活課) に平成14年11月5日(火)までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1506号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書(以下「申請書」という。)の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成14年8月23日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名(申請者の住所又は氏名)

東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番3号

野村興産株式会社 代表取締役社長 兼丸 敬

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

常呂郡留辺蘂町字富士見217番地1

(4) 産業廃棄物処理施設の種類の

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第8号

(廃プラスチック類の焼却施設)、第10号(水銀のばい焼施設)、第13号の2(産業廃棄物の焼却施設)

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥(水銀又は水銀化合物を含むもの)、廃プラスチック類、廃油、金属くず

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道網走支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで

イ 留辺蘂町住民課 午前9時から午後5時まで

(2) 縦覧の期間

平成14年9月20日から10月21日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事(郵便番号 093 - 8585 網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁地域政策部環境生活課) に平成14年11月5日(火)までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1507号

昭和36年北海道告示第1228号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道農政部農村整備課及び北海道後志支庁農業振興部調整課に備え置いて縦覧に供する。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達也

3 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(10)島牧海岸の島牧村の項海岸保全区域の欄の13の事項を次のように改める。

13 豊平地区海岸の次の基点1と基点2を結ぶ線、基点2と基点3を結ぶ線、基点3と基点4を結ぶ線、基点4から基点13までの各点を順次に結ぶ線、基点1と基点②を結ぶ線、

基点②と基点③を結ぶ線、基点③と補点1を結ぶ線、補点1と補点2を結ぶ線及び基点13と補点2を結ぶ線によって囲まれた区域

基点1 座標値 X = -145.363.36、 Y = -16.435.57の地点

基点2 基点1から方向角219度03分33秒の方向235.07メートルの地点

基点3 基点2から方向角222度15分06秒の方向51.03メートルの地点

基点4 基点3から方向角228度08分42秒の方向51.56メートルの地点

基点5 基点4から方向角234度15分35秒の方向51.94メートルの地点

基点6 基点5から方向角240度08分11秒の方向49.12メートルの地点

基点7 基点6から方向角243度13分27秒の方向18.25メートルの地点

基点8 基点7から方向角243度51分47秒の方向132.89メートルの地点

基点9 基点8から方向角308度30分31秒の方向6.50メートルの地点

基点10 基点9から方向角240度08分15秒の方向13.30メートルの地点

基点11 基点10から方向角279度14分00秒の方向21.81メートルの地点

基点12 基点11から方向角290度24分47秒の方向7.97メートルの地点

基点13 基点12から方向角305度56分57秒の方向21.53メートルの地点

基点② 基点1から方向角48度08分26秒の方向31.29メートルの地点

基点③ 基点②から方向角334度28分36秒の方向9.78メートルの地点

補点1 基点③から方向角324度23分08秒の方向25.88メートルの地点

補点2 基点13から方向角325度05分10秒の方向228.51メートルの地点

北海道告示第1508号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達 也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者・疑似患者の別	発生頭数	発 生 の 場 所	発 生 年 月 日
ヨ一ネ病	牛	患 畜	1	紋別郡生田原町字安国166番地の4	平成14. 8. 1
同	同	同	1	天塩郡豊富町字有明	同 14. 8. 8
同	同	同	2	根室市双沖2丁目145番地2	同 14. 8. 13
同	同	同	2	江別市角山380番地	同 14. 8. 21
同	同	同	1	川上郡弟子屈町字興春別原野43線71番地7	同
同	同	同	1	紋別郡雄武町字北雄武425番地の5	同 14. 8. 27

北海道告示第1509号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除に係る保安林の所 亀田郡恵山町字女那川407の24（次の図に示す部分に限る。）
在場所 北海道知事 堀 達 也
- 2 保安林として指定され た目的 公衆の保健
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び恵山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1510号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 平成14年9月17日から11月29日まで
- 3 作業地域 森町

北海道告示第1511号

旭川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 平成14年8月23日から10月7日まで
- 3 作業地域 上川町

北海道告示第1512号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路 線 名 足寄町道足寄白糠線
- 2 工 事 区 間 足寄郡足寄町稲牛352番7地先から足寄郡足寄町稲牛388番5地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工 事 開 始 の 日 平成14年10月2日

北海道告示第1513号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路 線 名 厚岸町道床潭末広道路
- 2 工 事 区 間 厚岸郡厚岸町字床潭295番4地先から厚岸郡厚岸町字床潭296番2地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工 事 開 始 の 日 平成14年9月26日

北海道告示第1514号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3

週間、公衆の縦覧に供する。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達 也

1 出願の年月日 平成14年6月6日

2 出 願 者

(1) 氏名又は名称 湧別漁業協同組合

(2) 住 所 紋別郡湧別町曙町9番地の1

(3) 代表者の氏名 代表理事組合長 遠峰 進一

3 埋立区域

(1) 位 置 紋別郡湧別町字東1406番地先の公有水面

(2) 区 域 基点A 北緯44度11分34秒 東経143度40分21秒

区域イ 点①から点④までを順次結んだ線と、点④と点①を結んだ線によつて囲まれる区域

点① 基点Aから方位角206度18分16秒の方向に2.30mの地点

点② 点①から基点Aを結ぶ線に対して180度の方向に7.30mの地点

点③ 点②から点①を結ぶ線に対して270度の方向に34.70mの地点

点④ 点③から点②を結ぶ線に対して270度の方向に7.30mの地点

区域ロ 点⑤から点⑧までを順次結んだ線と、点⑧と点⑤を結んだ線によつて囲まれる区域

点⑤ 基点Aから方位角26度18分16秒の方向に2.50mの地点

点⑥ 点⑤から基点Aを結ぶ線に対して90度の方向に34.70mの地点

点⑦ 点⑥から点⑤を結ぶ線に対して270度の方向に2.30mの地点

点⑧ 点⑦から点⑥を結ぶ線に対して270度の方向に34.70mの地点

区域ハ 253.31m²

区域ロ 79.81m²

合計 333.12m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置 紋別郡湧別町字東1406番地先の公有水面

(2) 区 域 基点A 北緯44度11分34秒 東経143度40分21秒

区域イ 点Aから点Jまでを順次結んだ線と点Jと点Aを結んだ線によつて囲まれる区域

点A 基点Aから方位角206度18分16秒の方向に2.30mの地点

点B 点Aから基点Aを結ぶ線に対して180度の方向に7.30mの地点

点C 点Bから点Aを結ぶ線に対して90度の方向に1.60mの地点

点D 点Cから点Bを結ぶ線に対して270度の方向に1.60mの地点

点E 点Dから点Cを結ぶ線に対して270度の方向に5.05mの地点

点F 点Eから点Dを結ぶ線に対して90度の方向に14.25mの地点

点G 点Fから点Eを結ぶ線に対して270度の方向に77.55mの地点

点H 点Gから点Fを結ぶ線に対して270度の方向に16.85mの地点

点I 点Hから点Gを結ぶ線に対して270度の方向に44.70mの地点

点J 点Iから点Hを結ぶ線に対して90度の方向に6.30mの地点

区域ニ 点Kから点Pまでを順次結んだ線と、点Pと点Kを結んだ線によつて囲まれる区域

点K 基点Aから方位角26度18分16秒の方向に2.50mの地点

点L 点Kから基点Aを結ぶ線に対して90度の方向に36.30mの地点

点M 点Lから点Kを結ぶ線に対して270度の方向に3.90mの地点

点N 点Mから点Lを結ぶ線に対して270度の方向に37.90mの地点

点O 点Nから点Mを結ぶ線に対して270度の方向に1.60mの地点

点P 点Oから点Nを結ぶ線に対して270度の方向に1.60mの地点

(3) 面 積 区域イ 1,546.94m²

区域ロ 144.13m²

合計 1,691.07m²

5 埋立地の用途 導船・物揚施設用地

北海道告示第1515号

昭和36年北海道告示第1228号 (海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達 也

北海道知事 堀 達 也

3 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(10)島牧海岸の島牧村の項海岸保全区域の欄の12の事項を次のとおり改める。

12 豊平地区海岸の次の基点1から基点3までの各点を順次に結ぶ線、基点3と基点②を結ぶ線、基点②と基点③を結ぶ線、基点1と補点①を結ぶ線、補点①と補点②を結ぶ線、補点②と補点④を結ぶ線及び基点③と補点④を結ぶ線によつて囲まれた区域

基点1 座標値 (X = -144,746.15、Y = -15,507.39)の地点

基点2 基点1から方向角228度27分08秒の方向162.40メートルの地点

基点3 基点2から方向角239度12分58秒の方向750.76メートルの地点

基点② 基点3から方向角232度58分01秒の方向173.30メートルの地点

基点③ 基点②から方向角334度28分36秒の方向9.78メートルの地点

基点④ 基点③から方向角334度28分36秒の方向9.78メートルの地点

基点⑤ 基点④から方向角334度28分36秒の方向9.78メートルの地点

基点⑥ 基点⑤から方向角334度28分36秒の方向9.78メートルの地点

補点① 基点1から方向角337度29分59秒の方向360.00メートルの地点
 補点② 基点2から方向角337度29分57秒の方向330.00メートルの地点
 補点④ 基点③から方向角324度23分08秒の方向132.66メートルの地点

北海道告示第1516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 施行者の名称 函館市
 (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・109号赤川中央線、3・3・101号外環状線及びび3・4・104号本通中央通）
 (3) 事業施行期間 平成14年9月20日から平成21年3月31日まで
 (4) 事業地 収用の部分 函館市美原1丁目、昭和1丁目、富岡町1丁目、富岡町2丁目及び富岡町3丁目地内

- 2(1) 施行者の名称 伊達市
 (2) 都市計画事業の種類及び名称 空蘭圏都市計画道路事業（3・4・104号末永梅本通、3・4・113号末永西通及びび3・4・105号末永中通）
 (3) 事業施行期間 平成14年9月20日から平成19年3月31日まで
 (4) 事業地 収用の部分 伊達市末永町地内

- 3(1) 施行者の名称 早来町
 (2) 都市計画事業の種類及び名称 苫小牧圏都市計画道路事業（3・4・307号北進1号通及びび3・4・308号ときわ通）
 (3) 事業施行期間 平成14年9月20日から平成18年3月31日まで
 (4) 事業地 収用の部分 勇払郡早来町字北進及び大町地内

北海道告示第1517号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定に基づき聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 聴聞の期日 平成14年10月4日 午前10時から
 (2) 聴聞の場所 札幌市中央区北3条西7丁目 石狩支庁4階中会議室
 (3) 被聴聞者の住所、商号又は名称及び氏名
 ア 住 所 札幌市東区東苗穂9条2丁目1番58号
 イ 商号又は名称 アイリ又興産株式会社
 ウ 代表者氏名 代表取締役 原田 義弘

- 2(1) 聴聞の期日 平成14年10月4日 午後1時30分から
 (2) 聴聞の場所 札幌市中央区北3条西7丁目 石狩支庁4階中会議室
 (3) 被聴聞者の住所、商号又は名称及び氏名
 ア 住 所 札幌市豊平区中の島2条9丁目4番25号
 イ 商号又は名称 ムービットインダストリー株式会社
 ウ 代表者氏名 代表取締役 森井 隆幸

- 3(1) 聴聞の期日 平成14年10月4日 午後2時30分から
 (2) 聴聞の場所 札幌市中央区北3条西7丁目 石狩支庁4階中会議室
 (3) 被聴聞者の住所、商号又は名称及び氏名
 ア 住 所 札幌市白石区本通9丁目北4番1号
 イ 商号又は名称 株式会社丸光
 ウ 代表者氏名 代表取締役 丸岡 光俊

表彰

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達也

- 北海道善行賞
 市(区)町村名 氏名又は団体 功績の内容
 江 別 市 中 兼 正 次 子 優 良 里 親
 刺 淵 町 藤 原 光 男 同

留 萌 市	藤 瀬 和 邦 寿 子	優 良 里 親
帯 広 市	鷲 北 博 美 津 子	同
大 野 町	網 森 光 順 男 子	同
遠 軽 町	佐 藤 高 信 志 子	同
登 別 市	筑 野 武 栄 志 子	同
札 幌 市 南 区	齋 藤 教 文 昭 子	同
同	白 石 区 山 本 道 明 子	同

公 報

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

(1) 業 務 名 高齢者が住みやすいまちづくり調査事業（緊急地域雇用特別対策推進事業）

(2) 業務内容 高齢者コミュニティ構想を推進するための施策検討に当たって、そのベースとなる高齢者ニーズ等の実態を把握するため、委託調査・研究を実施するものである。

ア 高齢者ニーズ調査

住宅、交通、医療・福祉、在宅生活サービスなど生活面全般にわたる高齢者ニーズの実態調査

イ 市町村高齢者施策等調査

高齢者に対応した住宅、福祉、交通施策などについて、現状と課題や今後の取組方針について調査

ウ 民間事業者等意識調査

民間事業者の高齢者を対象とした住宅、福祉、交通などの事業分野への参入意識や参入する上での課題などを調査

エ 調査結果の分析及び課題整理

才 施策提言

市町村や道の施策のあり方、高齢者のニーズに対応したビジネスの展開可能性や方向性などについての提言

力 報告書の作成

(3) 履行期限 平成15年1月31日（金）

2 参加要件及び選定基準

(1) 参加要件

ア 平成14年9月1日の直前の納期限までの道税（消費税とともに納付される地方消費税を含むすべての道税をいう。）を滞納していない法人であること。

イ 道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。

ウ アンケート調査、分析及び施策提言の能力を有していること。

エ 消費税相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合が、おおむね80パーセント以上確保できること。

オ 事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が、おおむね75パーセント以上で、新規雇用の1人平均の実労働日数（計画）が、45日以上あること。

(2) 選定基準

ア 業務遂行能力

実施体制及び業務実施スケジュールが妥当であること。

イ 雇用計画への適合性

緊急地域雇用創出特別対策推進事業の諸条件に適合していること。

ウ 高齢者ニーズ等実態調査

(ア) 調査方法等が妥当であること。

(イ) 調査内容及び項目が妥当であること。

エ 市町村高齢者施策等調査

(ア) 調査方法等が妥当であること。

(イ) 調査内容及び項目が妥当であること。

オ 民間事業者等意識調査

(ア) 調査方法等が妥当であること（業種の選定など）。

(イ) 調査内容及び項目が妥当であること。

カ 分析及び課題整理

分析及び課題整理の方法が妥当であること。

キ 施策提言

施策の検討に当たったりの観点及び手法が妥当であること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部政策室 参事

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 322

フクシミニリ 011 - 232 - 6313

メールアドレス todanaryoshi@pref.hokkaido.jp

(2) 説明書等の交付期間及び場所

交付期間 平成14年9月20日(金) から27日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
交付時間は、午前9時から午後5時まで)

交付場所 (1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成14年10月4日(金) 午後5時まで(必着)
提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参、フクシミニリ、電子メール又は郵送(書留郵便に限る。)

(4) プロポーザルの提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成14年10月16日(水) 午後5時まで(必着)
提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入力するための照会窓口

3(1)に同じ。

(4) プロポーザルに関する説明

提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。

(5) その他留意事項

詳細は、プロポーザル説明書によること。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

(1) 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業 コミュニティ・ビジネス運営支援

第10回第4回114 招 牌 口

業務

(2) 業務内容

会計経理等の実務的な処理能力を持った人材を雇用し、コミュニティ・ビジネスや市民活動等に関する基礎知識を習得させた上で、事業運営上のノウハウが不足しているコミュニティ・ビジネスの事業主体に会計業務ヘルパーとして派遣し、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

(3) 履行期限 平成15年3月25日(火)

2 プロポーザル参加要件及び選定基準

(1) プロポーザルの参加要件

ア 札幌市及びその近郊に活動拠点を有するNPO法人であること。

イ 法人の設立目的をNPO活動支援とする団体であること。

ウ 企業会計と公益法人会計を理解し、NPO法人への指導実績を有する公認会計士や税理士又はこれと同等以上の実績を有する者がスタッフ等として所属する団体であること。

エ 官公庁との契約実績は問わない。

イ プロポーザルの選定基準

ア 事業者の業務遂行能力

ア 税理士等の有資格者の実績

(イ) 実施体制

イ 提案された会計業務支援内容の特徴

(ア) コミュニティ・ビジネス事業者に対する基本的考え方

(イ) 会計業務支援プログラムに関する基本的考え方

(ウ) 会計業務ヘルパーの公募及び採用

(エ) 会計業務ヘルパーの指導訓練・養成

(オ) 会計業務支援先の募集及び選定

(カ) 会計業務ヘルパーの派遣・統括管理内容

ウ 雇用計画

(ア) 新規雇用者数・雇用日数

(イ) 中高年者の雇用

3 手続等

(1) 担当部局

(1) 担当部局

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部政策室構造改革推進課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 923

フクシミニリ 011 - 232 - 8924

メールアドレス yotsuji.makoto@pref.hokkaido.jp

第 1401 号

報 告 公 開 規 則

<p>(2) 説明書の交付期間及び場所 交付期間 平成14年9月20日(金)から26日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。) 交付時間は、午前9時から午後5時まで) 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法 提出期限 平成14年9月27日(金)午後5時(必着) 提出場所 (1)に同じ。 提出方法 持参、フアクシミリ、電子メール又は郵送(書留郵便に限る。) (4) フロボーザルの提出期限並びに提出場所及び方法 提出期限 平成14年10月10日(木)午後5時(必着) 提出場所 (1)に同じ。 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)</p> <p>4 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 契約書作成の要否 要 (3) 関連情報入手するための照会窓口 3(1)に同じ。 (4) フロボーザルに関する説明 提出されたフロボーザルの内容についてヒアリングを行う。 (5) その他留意事項 詳細は、フロボーザル説明書による。</p> <p>次のとおりフロボーザルの提出を要請する。 平成14年9月20日</p> <p>1 業務概要 (1) 業務名 電子申請共同システム及びアウトソーシングモデル設計業務 (2) 業務内容 電子申請共同システム及びアウトソーシングモデル設計業務(「北海道人」手続便利帳の機能の拡充設計、電子申請共同システムの設計、モデルシステムによる実証実験及びデータセンター活用ネットワーク設計を含む。)を委託する。 (3) 履行期限 平成15年2月20日(木)</p>	<p>2 参加資格及び審査の考え方 (1) フロボーザルの提出者に要求される資格 ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。 ウ 道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。 エ 過去2年間に国又は地方公共団体と業務分析又はシステム化計画策定等の業務に係る契約を締結し、確実に履行した実績を有する者であること。 オ 道税を滞納している者でないこと。</p> <p>(2) フロボーザルの審査の考え方 ア 「北海道人」手続便利帳の機能の拡充対策等 イ 電子申請共同システムの設計能力、実証実験遂行能力、全道展開対策等 ウ データセンター活用ネットワークの設計、活用対策及び効果測定方法等 エ 本業務に関する実績及び資格</p> <p>3 手続等 (1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部 IT推進室情報政策課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 227 フラクシミリ 011 - 232 - 3962 E-mail sogo_joho2@pref.hokkaido.jp</p> <p>(2) フロボーザル説明書の交付期間、交付場所及び方法 平成14年9月20日(金)から27日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで) 交付場所は、(1)に同じ。 直接交付する(郵送はしない。) (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法 平成14年9月27日(金)午後5時 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。 (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法 平成14年10月11日(金)午後5時 提出場所は、(1)に同じ。</p>
--	--

持参すること。

4 その他

(1) 別途プロポーザルに関する説明会を実施する。

(2) 詳細は、プロポーザル説明書によること。

国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第1項の規定により、基準地の単位面積当たりの標準価格を次のとおり判定した。

平成14年9月20日

北海道知事 堀 達也

1 基準地の標準価格判定の基準日
平成14年7月1日

2 基準地の所在、基準地の単位面積当たりの標準価格等
別冊「平成14年度北海道地価調査書」のとおりに
（別冊は省略し、北海道総合企画部土地水対策課及び各支庁地域政策部振興課並びに市役所（札幌市においては区役所を含み、人口5万人以上の市においては支所、出張所等を含む。）及び町村役場に備え置いて一般の閲覧に供する。）

収 入 額

北海道石狩支庁告示第16号
北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成14年産から翌々年産までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録をした。

平成14年9月20日

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は名称	集荷区域
石狩第8号	平成14.9.9	札幌市豊平区美園2条	雪印種苗株式会社	全道一円
石狩第9号	同	1丁目2番1号 江別市東野幌145-3	株式会社 夢創造	同

北海道根室支庁告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する事は、完了した。

平成14年9月20日

北海道根室支庁長 能 田 文 男

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
標準郡中標津町東37条北4丁目5番1、5番19のうち、5番20のうち
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
標準郡中標津町大通北3丁目2番地
中標津不動産有限公司 代表取締役 近藤 正和
- 3 開発許可年月日及び番号
平成14年6月6日 根建指第14-2号指令

独立北方建築総合研究所 収 入

北海道立北方建築総合研究所告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年9月20日

北海道立北方建築総合研究所長 辻 博 司

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
多点同時加力・制御装置 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等
入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 納 入 期 限
平成15年2月28日
 - (4) 納 入 場 所
北海道立北方建築総合研究所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年度北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。
 - (4) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
 - (5) 北海道内に本店又は支店若しくは営業所を有し、当該調達物品に関し、迅速なアンケートナシの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする

1401 第 一 号

報 告 公 開 規 則

者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するか
どうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年9月20日から10月7日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな
ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078 - 8801

北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課
電話番号 0166 - 66 - 4211 内線 223

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号 北海道立北方建
築総合研究所多目的ホール（郵送による場合は、郵便番号
078 - 8801 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号 北
海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成14年10月31日 午後1時30分
（郵送による場合は、平成14年10月30日必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税
（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札
保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和
45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定め
るところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課
電話番号 0166 - 66 - 4211 内線 223

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を毛
って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各
号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す
る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業
者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 078 - 8801
北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
電話番号 0166 - 66 - 4211 内線 223

(4) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

(6) この入札における入札執行は、公開で行う。

(7) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- A. Nature and quantity of the products to be procured :
A set of multi-loading test and control system
- B. Date and time for tender : 13 : 30, October, 31 2002
- C. Contact : General Affairs Division Hokkaido Northern Regional Building Research
Institute 1-20, 3 chome 1 jo, Midorigaokahigashi, Asahikawa, Hokkaido,
078-8801, Japan Phone : 0166-66-4211 Ext. 223

北海道教育庁実習船管理局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年9月20日

北海道教育庁実習船管理局長 石 田 良 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
実習船北鳳丸第二種中間検査工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成14年7月17日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 函東工業株式会社 代表取締役 津村 英輔
(2) 住 所 函館市浅野町3番11号
- 4 落札金額
51,660,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道教育庁実習船管理局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局
(2) 所在地 北海道函館市美原4丁目6番16号

平成十四年九月二十日

金 曜 日

一六二

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課